

横瀬町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 背景

- ・平成25年4月13日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行(平成24年法律第31号・同年5月11日公布)
- ・平成25年6月 新型インフルエンザ等政府行動計画の閣議決定(新型インフルエンザ等対策ガイドライン)
- ・平成25年6月17日 横瀬町新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年6月17日条例第17号)の施行
- ・平成26年1月 埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画策定(国と県議会への報告は2月)

2 目的

病原性が高い新型インフルエンザ等(感染症法第6条第7項・第9項)に備え、体制を整備し対策を強化する。

- (1) 感染の拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- (2) 町民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

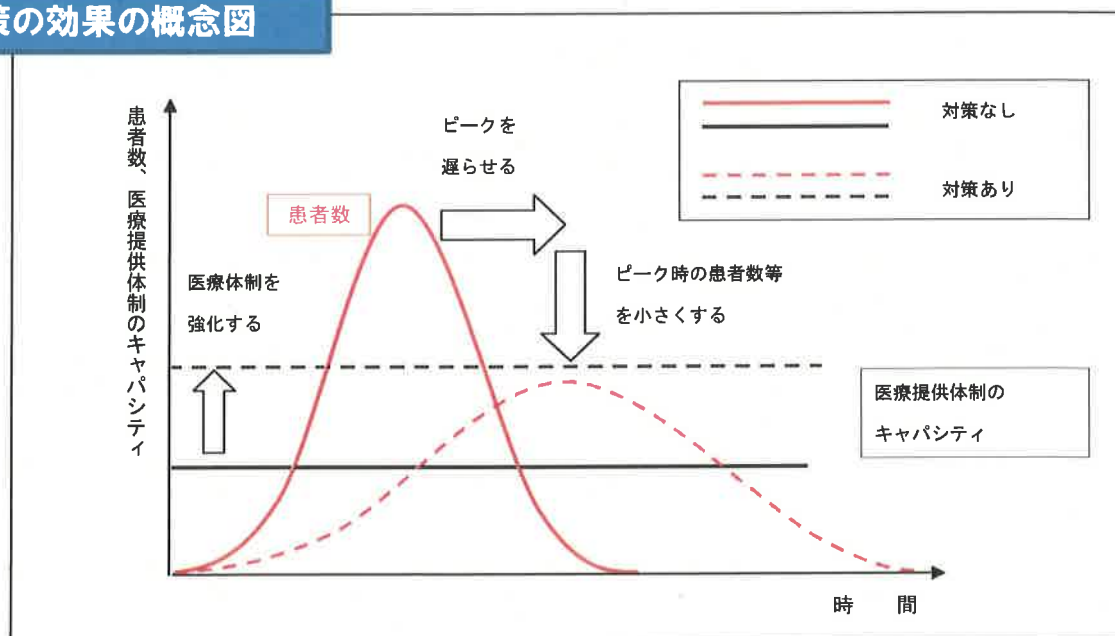
3 計画の基本

- さまざまな状況で対応できるよう、対策の選択肢を「6段階」で示し、柔軟に対応する。
- 政府・埼玉県の対策本部と連携をはかりつつ、対策を総合的に推進する。
- 政府対策本部長による「緊急事態宣言」時、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置を実施。
- 基本的人権の尊重に留意して実施する。

4 対策のポイント

- ① 対策の実施体制(横瀬町新型インフルエンザ等対策本部の設置等)
- ② 情報提供・共有
- ③ まん延防止に関する措置
- ④ 町民に対する予防接種の実施
- ⑤ 県・秩父郡市医師会・秩父郡市薬剤師会等と連携した医療体制の整備
- ⑥ 生活環境の保全その他の町民生活及び地域経済の安全に関する措置

★ 対策の効果の概念図



発生段階ごとの対策の概要

	未発定期	海外発定期	国内発定期	地域発生早期	地域感染期	小康期
実施体制	町新型インフルエンザ等連絡チーム	町新型インフルエンザ等緊急対策チーム	◎緊急事態宣言(政府) 町新型インフルエンザ等対策本部の設置 ※ 緊急事態宣言のない場合は、町新型インフルエンザ等緊急対策チームで対応			町対策本部の解散
共有情報提供	情報収集と情報提供	相談窓口の設置		相談窓口の充実・強化	相談窓口の運営継続	相談窓口の継続、情報提供の評価
まん延防止措置に関する措置	感染対策の普及啓発	①必要な情報の適時提供 ②感染対策等の勧奨	①感染予防策、拡大防止策の徹底を周知 ②まん延防止策について検討	①まん延防止策の徹底 ②県の対策(不要不急の外出自粛、学校等の施設の使用制限の要請等)への協力		まん延防止策の見直し
町民に対する予防接種の実施	①予防接種体制の構築 ②新型インフルエンザワクチン接種計画の策定	住民接種の準備	住民接種の開始	住民接種の継続		住民接種(新臨時接種)の継続
医療	地域レベルでの体制整備	帰国者・接触者相談センターの周知		①帰国者・接触者相談センターの周知 ②医療機関に外来診療の準備について要請 ③県に抗インフルエンザウイルス薬の要請	①医療体制に関する周知 ②県が行う臨時の医療施設の設置に協力	①対策についての評価 ②医療器材の調達及び再配備
住民の生活及び地域経済の安定に関する措置	①町の事業継続計画(BCP)を策定 ②要援護者の把握	要援護者対策の実施(開始)	町民サービスについての電話相談窓口の設置	①水の安定供給 ②生活関連物資等の価格の安定	①水の安定供給 ②生活関連物資等の価格の安定 ③埋葬・火葬の円滑な実施(埋葬・火葬の特例)	不要な措置の解除

●横瀬町新型インフルエンザ等対策本部の構成 (特措法に基づく緊急事態宣言がなされた場合設置)

